

令和4年第2回定例会（12月議会）

予算特別委員会教育公安分科会・教育公安委員会 提出資料
（予算及び付託議案審査関係資料）

令和4年12月2日

教 育 委 員 会

目 次

課室名	タイトル	頁
総務課	(新) 私立学校運営費補助金 (光熱費価格高騰分)	1
施設整備室	工事請負変更契約の締結について	2
教職員給与課	教職員の給与費の補正について	3
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について	4
	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案について	7
幼保推進課	(新) 保育所等物価高騰対策事業	9
生涯学習課	ミュージアム活性化事業 (債務負担行為の設定)	10
	公の施設の指定管理者の指定について	20

(新) 私立学校運営費補助金 (光熱費価格高騰分)

教育庁総務課

1 目的

電気・ガス等の価格高騰によりかかり増しになった光熱費について、学校法人の負担を軽減するため経費の一部を補助する。

2 概要

- (1) 補助対象者 高等学校を設置する学校法人 (5 法人)
- (2) 補助対象経費 光熱費 (電気、ガス、灯油等) にかかる経費
- (3) 補助対象期間 令和4年1月から同年12月まで
- (4) 補助率 10/10
- (5) 執行方法 各学校法人が補助対象期間内に支払った光熱費に対し、各月の消費者物価指数の前年同月比から価格上昇分を算出して補助する。

3 補正予算額

17,902千円 (国 17,902千円)

内訳 ・ 補助金 17,902千円 ※電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

※参考 消費者物価指数の上昇状況【消費者物価指数 (秋田市) R3-R4前年同月比増減率】

(単位: %)

費目	R3実績額計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
電気代	33,262 千円	15.3	18.8	21.0	20.8	18.7	18.0	17.1	16.8	15.2
ガス代	6,313 千円	11.5	14.4	15.8	14.8	14.2	14.1	15.9	17.5	17.5
他の光熱	24,653 千円	39.8	38.7	35.0	28.7	28.2	23.3	22.3	19.4	14.0

工事請負変更契約の締結について【議案第217号】

施設整備室

鹿角小坂地区統合校実習棟建築工事の請負変更契約の締結については、予定価格が5億円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田県条例第32号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

1 契約の概要

(1) 契約金額

変更前	997,150千円
変更後	1,010,515千円
増額	13,365千円

(2) 契約の相手方

タナックス・小坂・平和・白川特定建設工事共同企業体

2 工事概要

区分	構造・階層	建築面積	延べ面積
実習棟	鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,428 m ²	3,499 m ²
渡り廊下	鉄骨造 地上2階建	33 m ²	66 m ²

3 変更理由

工事請負契約事項第25条第6項（インフレスライド条項）に基づき、請負代金額を増額するため。

教職員の給与費の補正について

教職員給与課

1 概要

人事委員会勧告による給与改定及び人件費の実績見込みによる補正を行う。

2 補正予算額

△481,817千円

(国) △147,458千円 (諸) △1,700千円 (⊖) △332,659千円)

3 内容

(単位：千円)

科目区分	補正予算額計	人事委員会勧告分	人件費実績見込み分
給 料	△215,600	59,050	△274,650
職員手当等	△183,717	374,164	△557,881
共 済 費	△82,500	72,627	△155,127
合 計	△481,817	505,841	△987,658

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について【議案第181号】

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 給料の改定（別表第1～別表第3関係）

現行の給料表について、給料月額の引上げ改定を行う。（平均0.17%）

(2) 勤勉手当の引上げ（第23条関係）

①令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

職員の区分	現行	改正後	増減
一般職員	92.5/100	102.5/100	+10/100
再任用職員	45/100	50/100	+5/100

②令和5年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

職員の区分	現行	改正後	増減
一般職員	92.5/100	97.5/100	+5/100
再任用職員	45/100	47.5/100	+2.5/100

3 施行期日

(1) 給料の改定

公布の日施行（令和4年4月1日適用）

(2) 勤勉手当の引上げ

- ・令和4年12月支給分 公布の日施行（令和4年12月1日適用）
- ・令和5年度以降支給分 令和5年4月1日施行

<参 考>

(単位：月)

区 分		現 行			令和4年度（改正後）			令和5年度（改正後）		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	一般職員	1.175	1.175	2.350	1.175	1.175	2.350	1.175	1.175	2.350
	再任用職員	0.650	0.650	1.300	0.650	0.650	1.300	0.650	0.650	1.300
勤勉手当	一般職員	0.925	0.925	1.850	0.925	1.025	1.950	0.975	0.975	1.950
	再任用職員	0.450	0.450	0.900	0.450	0.500	0.950	0.475	0.475	0.950
合 計	一般職員	4.200			4.300			4.300		
	再任用職員	2.200			2.250			2.250		

*網掛け部分が改正箇所

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の五十 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案について【議案第182号】

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

教育長の期末手当の支給割合を次のとおりとする。(第3条関係)

支給期	現行	改正後	増減
令和4年12月	155/100	160/100	+5/100
令和5年度以降	155/100	157.5/100	+2.5/100

3 施行期日

- ・令和4年12月支給分 公布の日施行（令和4年12月1日適用）
- ・令和5年度以降支給分 令和5年4月1日施行

<参 考>

(単位：月)

区 分	現 行			令和4年度（改正後）			令和5年度（改正後）		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.550	1.550	3.100	1.550	1.600	3.150	1.575	1.575	3.150

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p> <p>3 5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p> <p>3 5 略</p>

(新) 保育所等物価高騰対策事業

幼保推進課

1 目的

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている私立の幼稚園・保育所等や保護者の負担軽減を図るため、光熱費及び給食費（副食費）の高騰分に対し助成する。

2 概要

(1) 保育所等光熱費価格高騰対策事業 85,910千円

① 保育所等

- ・補助先 市町村
- ・対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園等（267施設、児童数22,000人）
- ・補助単価 児童1人当たり7,100円
- ・負担割合 県1/2、市町村1/2

② 認可外保育施設等

- ・補助先 幼稚園（新制度未移行）、認可外保育施設（48施設、児童数1,100人）
- ・補助単価 児童1人当たり7,100円
- ・負担割合 県10/10

(2) 保育所等給食費価格高騰対策事業 24,948千円

- ・補助先 市町村
- ・対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等（287施設、児童数15,400人）
- ・補助単価 児童1人当たり3,240円
- ・負担割合 県1/2、市町村1/2

3 補正予算額

110,858千円（**国**110,858千円）

内訳 ・補助金 110,858千円

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

《参考》補助単価の算出方法

(1) 光熱費

1人当たり光熱費（年間）×価格上昇率（20%）

※ 1人当たり光熱費は、R3決算書に基づくサンプル調査（施設光熱費÷利用児童数）により算出

(2) 給食費

副食費相当額（4,500円/月）×12月×価格上昇率（6%）

ミュージアム活性化事業（債務負担行為の設定）

生涯学習課

1 目的

美術館や博物館が開催する展覧会について、開催権利及び展示作品の早期確保や、連携する県内メディア企業による十分なPR期間を確保するため、展覧会開催費の債務負担行為を設定することにより、県民に魅力的で良質な展覧会を提供するとともに、国内外からの観光需要に対応し、地域の活性化に寄与する。

2 開催予定展覧会概要

展覧会名称（仮称）及び運営方式	会期（予定）	県事業費
(1) 県立美術館		18,500千円
乙女デザイン ー大正イマジュリィの世界ー 【共催：秋田放送】	5年 4月22日～ 7月 2日	7,800千円
北斎漫画 ー世界を驚かせたホクサイ・スケッチー 【実行委員会：秋田魁新報社】	5年 7月 8日～ 9月10日	4,250千円
旅する画家 藤田嗣治と斎藤真一 【実行委員会：秋田放送】	5年 9月16日～ 11月12日	2,800千円
ナショナルジオグラフィック写真展 地球の真実 【実行委員会：秋田テレビ】	5年11月18日～6年1月21日	3,650千円
(2) 近代美術館		14,200千円
小川忠博 縄文写真展 【実行委員会：秋田朝日放送】	5年 4月22日～ 6月30日	3,400千円
壮麗たる美の名品 ー皇室ゆかりの美術と秋田ー 【実行委員会：秋田放送】	5年 7月 8日～ 9月 3日	6,300千円
勇壮と奇想の絵師 歌川国芳 【実行委員会：秋田朝日放送】	5年 9月 9日～ 11月 5日	4,500千円
(3) 博物館		3,876千円
人形博覧会 ー土偶からリカちゃんまでー 【単独開催】	5年 7月 1日～ 8月27日	3,876千円

3 債務負担行為限度額

36,576千円（使^⑧8,148千円 諸^⑨18,189千円 ⑩10,239千円）

令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [県立美術館]

【生涯学習課】

展覧会 1	乙女デザイン—大正イマジユリィの世界— (仮称)	代表的な作品等
期 間	令和5年4月22日 (土) ～令和5年7月2日 (日) 【72日間】	
概要説明	<p>多様な大衆文化が花開いた大正時代。この時代の書籍や印刷物の図像 (イマジユリィ) は、レトロでノスタルジックな「大正ロマン」を感じさせるアートとして、現代も幅広い世代の知的好奇心をくすぐる。本展では、この時代を代表する人気作家13人を紹介するが、特に、秋田を度々訪れていた竹久夢二や、秋田市出身の橘小夢 (たちばな・さゆめ) にスポットを当て、紹介する。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>竹久夢二 『汝が眼を開け』表紙 個人蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小林かいち 『二号街の女』絵はがき 個人蔵</p> </div> </div>
主な 出展作家	竹久夢二、橘小夢、杉浦非水、橋口五葉、高島華宵、小林かいち、岸田劉生ほか	
予 算	7,800千円 (県：7,800千円)	
備 考	<p>主催：秋田県立美術館 共催：ABS秋田放送 協力：秋田県立図書館、あきた文学資料館</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>高島華宵 『少女画報』表紙 個人蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>杉浦非水 『非水図按集』第一集 79案 個人蔵</p> </div> </div>

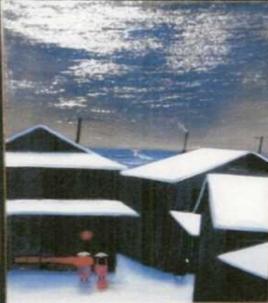
令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [県立美術館]

【生涯学習課】

展覧会 2	北斎漫画 —世界を驚かせたホクサイ・スケッチー（仮称）	代表的な作品等
期 間	令和5年7月8日（土） ～令和5年9月10日（日）【64日間】	
概要説明	<p>国内外で高い人気を博している葛飾北斎は、館内アンケートでも常に「取り上げて欲しい画家」として支持されていることから、県内外から多くの来場者が見込まれる。「富嶽三十六景」と並んで北斎の代表作とされる「北斎漫画」は幅広い世代にとって親しみやすく、子どもから大人まで楽しめる解説パネルや会場造作により紹介する。</p>	
主な 出展作家	葛飾北斎	
予 算 （案）	8,500千円 （県：4,250千円、秋田魁新報社：4,250千円）	
備 考	主催：実行委員会 （秋田県、秋田魁新報社、公益財団法人 平野政吉美術財団）	 <p>「北斎漫画」より</p>

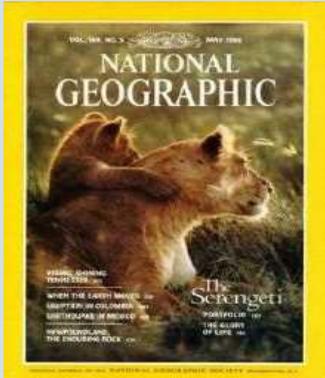
令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [県立美術館]

【生涯学習課】

展覧会3	旅する画家 藤田嗣治と斎藤真一（仮称）	代表的な作品等
期 間	令和5年9月16日（土） ～令和5年11月12日（日）【58日間】	
概要説明	<p>現在も「世界で最も有名な日本人画家」と称され、大壁画《秋田の行事》をはじめ本県ゆかりの作品を多く残している藤田嗣治と、藤田を敬愛し、その助言をきっかけとして秋田や東北を旅し、描き続けた画家・斎藤真一の画業を紹介する。本展では、初公開となる資料も展示されることから、県民の知的好奇心を満たす内容として期待される。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>斎藤真一 《海辺の町角》 出羽桜美術館蔵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>斎藤真一 《赫い陽の道》 出羽桜美術館蔵</p> </div> </div>
主な 出展作家	藤田嗣治、斎藤真一	
予 算 （案）	4,200千円 （県：2,800千円、ABS秋田放送：1,400千円）	
備 考	主催：実行委員会 （秋田県、ABS秋田放送、公益財団法人 平野政吉美術財団）	<div style="text-align: center;">  <p>斎藤真一《明星 妙高高原朝立ち》 出羽桜美術館蔵</p> </div>

令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [県立美術館]

【生涯学習課】

展覧会 4	ナショナルジオグラフィック写真展 地球の真実 (仮称)	代表的な作品等
期 間	令和5年11月18日 (土) ～令和6年1月21日 (日) 【62日間】	
概要説明	<p>令和5年に創刊135年となるアメリカのサイエンス誌「ナショナルジオグラフィック」は、各種学校の図書館等にも配架されており、幅広い世代に長く親しまれてきた。本展では、撮影コーナーの設置などにより、多くの来場者が楽しめる内容とする。本誌を飾る世界の一流写真家の作品は、大自然の驚異や歴史的な発見、異国の多様な暮らしや文化などを取り上げており、県民の知的好奇心を満たすものである。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1312 464 1637 842">  <p>《タンザニア・セレンゲティ国立公園》 撮影：岩合光昭</p> </div> <div data-bbox="1704 464 1989 842">  <p>《アフガン難民の少女》 撮影：スティーブ・マッカーリー</p> </div> </div>
主な 出展作家	岩合光昭、野町和嘉ほか	
予 算 (案)	7,300千円 (県：3,650千円、AKT秋田テレビ：3,650千円)	
備 考	主催：実行委員会 (秋田県、AKT秋田テレビ、公益財団法人平野政吉美術財団)	<div style="text-align: center;">  <p>《牛牧民の時代：牛と5人の人物》 撮影：野町和嘉</p> </div>

令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [近代美術館]

【生涯学習課】

展覧会5	小川忠博 縄文写真展 (仮称)	代表的な作品等
期 間	令和5年4月22日 (土) ～令和5年6月30日 (金) 【70日間】	
概要説明	<p>「北海道・北東北の縄文遺跡群」が新たに世界遺産登録され、本県でも土偶や土器に再び注目が集まっている。縄文考古遺物には独特の造形美や神秘性があり、「土偶女子」による書籍が出版されるなど話題性も高く、世代や性別を超えて親しみやすいテーマである。また、縄文文化の造形美や美術的価値に、写真家・小川忠博氏が新たな視点をもたらしてくれ、鑑賞者の知的好奇心をくすぐる。</p>	 <p>「土器 新潟県笹山遺跡」 (写真作品)</p>
主な 出展作家	小川忠博	
予 算	6,400千円 (県：3,400千円、AAB秋田朝日放送：3,000千円)	 <p>「岩偶 秋田県白坂遺跡」</p>
備 考	主催：実行委員会 (秋田県立近代美術館、AAB秋田朝日放送)	 <p>「土器展開写真 山梨県桂野遺跡出土」</p>

令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [近代美術館]

【生涯学習課】

展覧会 6	壮麗たる美の名品 —皇室ゆかりの美術と秋田— (仮称)	代表的な作品等
期 間	令和5年7月8日(土) ~令和5年9月3日(日) 【56日間】	
概要説明	皇居・東御苑にある「三の丸尚蔵館」には、皇室から寄贈された国宝など約1万点の美術・工芸品が保存・管理、一部無料公開されている。現在、同館の建替えにともなう「収蔵品地方展開」(地方博物館等への貸出し)により、平福百穂、寺崎廣業といった本県ゆかりの美術品を多く展示できることから、本県の文化芸術の良さを広く発信する機会となる。また、伊藤若冲、尾形光琳、円山応挙などの名品も展示されることから、文化観光による賑わい創出も期待される。	 <p>平福百穂 《玉柏》</p> 
主な 出展作家	伊藤若冲、円山応挙、平福百穂、竹内栖鳳、寺崎廣業、下村観山、鏑木清方ほか	 <p>竹内栖鳳 《虎》</p>
予 算	12,600千円 (県：6,300千円、ABS秋田放送：6,300千円)	
備 考	主催：実行委員会 (秋田県立近代美術館、ABS秋田放送)	

令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [近代美術館]

【生涯学習課】

展覧会 7	勇壮と奇想の絵師 歌川国芳（仮称）	代表的な作品等
期 間	令和5年9月9日（土） ～令和5年11月5日（日）【58日間】	 <p>《宮本武蔵の鯨退治》 個人蔵</p>  <p>《近江の国の勇婦於兼》 個人蔵</p>  <p>《金魚づくし いかだのり》 個人蔵</p>
概要説明	<p>江戸後期、「武者絵」で一躍人気を得た歌川国芳は、日本美術史を代表する「奇想の絵師」である。ユーモラスな戯画（漫画・風刺画）も数多く描いており、現代のマンガにも通ずる意表を突くアイデアや多様なジャンルの作品群は、鑑賞者の知的好奇心をくすぐる。また、現代のストリートカルチャーを中心としたファッションにも取り入れられるなど、とりわけ若い世代に人気があり、当時の情勢不安を吹き飛ばす愉快痛快な作風は、現代においてもまた親しみやすい。</p>	
主な 出展作家	歌川国芳	
予 算	10,500千円 （県：4,500千円、AAB秋田朝日放送：6,000千円）	
備 考	主催：実行委員会 （秋田県立近代美術館、AAB秋田朝日放送）	

令和5年度 ミュージアム活性化事業 展覧会概要 [県立博物館]

【生涯学習課】

展覧会 8	人形博覧会ー土偶からリカちゃんまでー（仮称）	代表的な作品等	
期 間	令和5年7月1日（土） ～令和5年8月27日（日）【50日間】		
概要説明	<p>人形は、誰もが人生の中で関わりや思い出をもつ対象であり、親しみやすいテーマである。本展では、古代から現代までの多種多様な人形を集めて展示し、造形的な面や文化的な面など、様々な視点からその魅力を掘り下げる。また、県民から人形にまつわるエピソードを募集するなど、県民参加型の展示を計画しており、家族や友人と何度でも足を運んでもらい語り合える内容とする。</p>	 <p>「縄文時代の土偶」</p>	 <p>「人形道祖神」</p>
主な 出展作家	県内考古資料、民俗資料ほか		
予 算	3,876千円（県：3,876千円）		
備 考	主催：秋田県立博物館	 <p>「近現代の人形」</p>	 <p>（チラシイメージ）</p>

公の施設の指定管理者の指定について

生涯学習課

1 指定管理施設

秋田県青少年交流センター

2 指定管理期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

3 指定管理者候補者

一般財団法人秋田県青年会館

4 指定管理者の候補者の選定状況

(1) 選定委員会の開催

令和4年10月31日（月）

(2) 選定委員

区分	氏名	職名等	専門分野等
委員長	伊藤 真人	秋田県教育庁教育次長	
委員	長瀬 達也	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科教授	教育学
委員	滝沢 貴志	滝沢貴志税理士事務所税理士	企業財務
委員	加藤 寿一	秋田県社会教育委員連絡協議会会長	社会教育関係
委員	中田 善英	秋田県教育庁生涯学習課長	

(3) 選定方法及び結果

別紙「秋田県青少年交流センターに係る指定管理者の候補者選定委員会における選定の方法及び結果について」のとおり。

5 スケジュール

指定管理者の指定の議決が得られた後は、指定管理に係る指定の公告及び協定書の締結を行う。

秋田県青少年交流センターに係る指定管理者の候補者選定委員会における選定の方法及び結果について

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに、各委員が評価（評点付け）を行った。
（評点）
5点：特に優れている 4点：優れている 3点：やや優れている 2点：やや劣っている 1点：劣っている
- 2 全委員の評点を合計し、選定基準のウェイトをもとに評点の合計を100点換算した（満点を100点として再計算）。
なお、審査項目の評点中、「やや優れている」と評価した場合の合計点である60点を、指定管理者の候補者として選定するための目安とする基準点とした。
（申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、指定管理者の候補者を選定した。
（議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照）

○ 評点表

	1 県民の平等利用の確保 (適合しなければ失格)	2 施設の設置目的の効果的な達成 (配点：25点)	3 効率的な管理の実現 (配点：20点)	4 適正かつ確実な管理を行う能力 (配点：25点)	5 施設の設置目的又は性質に応じて定める基準 (配点：30点)	合計 (満点：100点)
一般財団法人秋田県青年会館	適合	17.6	12.0	18.1	22.4	70.1

■ 総合評価（選定結果）

- 「施設の設置目的の効果的な達成」の項目では、設置目的や理念を理解した管理の点で高く評価された。また、「適正かつ確実な管理を行う能力」の項目では、団体の実績の点で高く評価された。
- 「施設の設置目的又は性質に応じて定める基準」の項目では、青少年リーダーの育成と交流に関する事業及びセカンドスクールの利用を促進する取組の点で高く評価された。
- ◎ 換算後の全委員の評点が基準点を上回り、指定管理者の候補者としての適格性が認められたことから、（一財）秋田県青年会館を指定管理者の候補者として選定することに決定した。
- なお、（一財）秋田県青年会館に対し、「周知・啓発の取組として、SNS等を活用すること」、「新型コロナウイルスの影響が続くことも想定し、感染防止対策の徹底や健全な財務運営に配慮すること」が付帯意見として付された。